

虐待防止に関する指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である。本事業所では、全職員が高齢者虐待防止法で定める高齢者虐待について理解し、虐待防止対策及び虐待発生時の対応等についてその実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定める。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

・暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

・意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

・脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

・利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

・利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る委員会の設置

・虐待等の発生の防止・早期発見及び虐待等が発生した際の対応と再発防止策を検討するため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 虐待防止委員会の構成

・委員会のメンバーは次のとおりとする。なお、当該職種で複数の職員がいる場合は、その中から1名を選任する。

施設長

生活相談員

看護師

介護職員

機能訓練指導員

事務担当者

(2) 虐待防止委員会の開催

- ・委員会は年に1回定期的に開催し、虐待等の発生時には、必要に応じて随時開催する。

(3) 虐待防止委員会の役割

- ・委員会は次の事項を検討する。
 - イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - へ 虐待等が発生した場合にその対応に関すること
 - ト 虐待の原因分析と再発防止に関すること

4. 虐待の防止のための職員研修

- ①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
- ②虐待等の防止のための職員研修は年1回以上実施するとともに、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施するものとする。
- ③研修の実施内容は、記録し保存するものとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法

- ①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は管理者またはこれに準じる者に直ちに報告する。管理者は速やかに市役所(区役所)担当部署に通報すると同時に、企画総務部に速報する。
- ②管理者は、事実関係を調査のうえ市役所(区役所)担当部署の指示に基づき対応するとともに、利用者、身元引受人等に調査の結果を報告する。
- ③虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ④安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに、再発防止策を講じる。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ①利用者またはその家族等の相談窓口は、重要事項説明書及び運営規程に定める。
- ②利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- ③施設内における虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- ④必要に応じて事実を公表し、利用者および家族をはじめ関係機関に説明を行う。
- ⑤適宜、状況を企画総務部に報告するとともに、RC委員会にて報告する。

7. 成年後見制度の利用支援

- ・虐待等の防止のため必要があるときは、身元引受人等と連携のうえ、社会福祉協議会、市の関

係窓口を案内する等、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等にかかる苦情解決方法

- ・虐待等の苦情相談については、苦情を受付けた者は速やかにその内容を施設長に報告するとともに、企画総務部へ苦情発生の報告を行う。
- ・苦情相談受付後の対応は、「お客さまの声対応マニュアル」によるものとする。

9. ご利用者等に対する当該指針の閲覧

- ・この指針はホームページに掲示し、関係者に周知する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- ・「虐待防止に関する指針」は、虐待防止委員会において定期的に確認し、必要に応じて、企画総務部に対し改定を進言のうえ、改定を速やかに実施する。

附則

この指針は2023年2月1日より施行する。

以上